

平成30年3月16日

ジュピターショップチャンネル株式会社に対する景品表示法に基づく
措置命令について

消費者庁は、本日、ジュピターショップチャンネル株式会社（以下「ジュピターショップチャンネル」という。）に対し、同社が供給するテレビ及びずわいがにに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（[別添参照](#)）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 ジュピターショップチャンネル株式会社（法人番号 6010001065291）
所在地 東京都中央区新川一丁目14番1号
代表者 代表取締役 田中 恵次
設立年月 平成8年11月
資本金 44億円（平成30年2月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

[別表1-1](#)「商品名」欄記載の商品（以下、それぞれ「本件32型テレビ」及び「本件40型テレビ」という。）及び[別表1-2](#)「商品名」欄記載の商品（以下「本件ずわいがに」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）

(2) 対象表示の概要と実際

ア 表示媒体

ジュピターショップチャンネルが、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送した「ショップチャンネル」と称するテレビショッピング番組

イ 表示期間及び表示内容並びに実際

(7) 本件32型テレビ

a (a) 表示期間

平成28年12月9日

(b) 表示内容

平成28年12月9日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として

① 「<49%OFF!> 明日以降 ¥192,240 ¥97,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し1）を放送することにより

② 別表2「表示内容」欄記載の音声を放送することによりあたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件32型テレビに係るジュピターショップチャンネルの実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件32型テレビを同社と同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していた。

b (a) 表示期間

平成29年1月2日から同月7日までの間

(b) 表示内容

平成28年12月30日から平成29年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：12/30～1/7 <48%OFF!> 期間以降 ¥192,240 ¥99,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し2）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月30日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セー

ル企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

c (a) 表示期間

平成29年3月20日

(b) 表示内容

平成29年3月20日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として、「<50%OFF！> 明日以降 ¥192,240 ¥95,900」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し3）を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

d (a) 表示期間

平成29年4月23日

(b) 表示内容

平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <49%OFF！> 期間以降 ¥192,240 ¥96,800」と、実際の実売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し4）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年

4月21日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

(i) 本件40型テレビ

a (a) 表示期間

平成28年12月9日

(b) 表示内容

平成28年12月9日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として

① 「<43%OFF!> 明日以降 ¥224,640 ¥127,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し1）を放送することにより

② 別表2「表示内容」欄記載の音声を放送することによりあたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係るジュピターショップチャンネルの実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビを同社と同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していた。

b (a) 表示期間

平成29年1月2日から同月7日までの間

(b) 表示内容

平成28年12月30日から平成29年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：12/30～1/7 <42%OFF!> 期間以降 ￥224,640 ￥129,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し2）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12月30日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

c (a) 表示期間

平成29年3月20日

(b) 表示内容

平成29年3月20日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として

① 「<51%OFF!> 明日以降 ￥224,640 ￥107,900」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し3）を放送することにより

② 別表3「表示内容」欄記載の音声を放送することによりあたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係る他の販売事業者の販売価格は、同日時点において最低でも15万円程度であって、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格が当該他の販売事業者の販売価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間

のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビに係る他の販売事業者の販売価格は、15万円を下回るものが複数存在し、ジュピターショップチャンネルの実際販売価格を下回るものも複数存在していた。

d (a) 表示期間

平成29年4月23日

(b) 表示内容

平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <51%OFF!> 期間以降 ¥224,640 ¥108,800」と、実際販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し4）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常販売価格であって、実際販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(c) 実際

当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年4月21日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

(7) 本件ずわいがに

a 表示期間

平成28年12月13日

b 表示内容

平成28年12月13日に実施した「食の祭典！24時間グルメ祭」と称するセール企画として、「<32%OFF!> 明日以降 ¥14,580 本日価格 ¥9,800」と、実際販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し5）を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件ずわいがにについて当該セール企画終了後に適用される通常

販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのよ
うに表示していた。

○ 実際

当該セール企画に係る本件ずわいがにの販売は、平成28年12
月13日に開始されたところ、本件ずわいがにが当該セール企画終
了後に販売される期間は2日間のみであって、ごく短期間のみ「明日
以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジ
ュピターショッピングチャンネルにおいて実質的に問われないものであ
って、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められな
い。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)の表示は、それぞれ、本件3商品の各商品の取引条件について、
実際のもの又は自社と同種の商品を供給している他の事業者に係るもの
よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
であり、それぞれ、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周
知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03（3507）9239

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>

別表 1-1

商品名	品番	ジュピターショップチャンネルによる商品番号
三菱電機 1台4役! かんたん録画テレビ “リアル” <32V型>	LCD-32BT3	582789
三菱電機 1台4役! かんたん録画テレビ “リアル” <40V型>	LCD-40BT3	582790

別表 1-2

商品名	ジュピターショップチャンネルによる商品番号
甘くてぷりっぷり! 特大ずわいがに 一番脚肉むき身&かに爪 <計1.1kg>	585504

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ いいのこの価格。先月出たばかりですよ。 ● やっちゃいました。そうなんです。もう今回ですね、ショップチャンネルさんのためにですね、しっかり頑張って用意をさせていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本当にお願いをして、通常は先月出たばかりのね、大人気のリアルをこんなお値引きってのはちょっとできないんですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 皆様、32型がね、10万を切ってるってこれすごくない？これ最新でしょ。先月でたばかりでしょ。 ● ええ。普通はですねあり得ません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ いやーすごいなと思いますね。こういうときね、ショップチャンネルすごいなーと思うんですよ。 ● いやー僕もすごいなーって思いましたー。 ○ もうなんか、他ではできないことやっちゃうわけじゃないですか。 ● 僕たちもしっかり頑張らせていただきました。
<ul style="list-style-type: none"> ○ このお値段で買えるってすごいですよ、皆様。 ● ええ、そうですねー。 ○ 32型はもう10万円切っちゃいますからね。 ● 一般的にはあり得ない価格ですね。
<ul style="list-style-type: none"> ○ でもね本当にお安いので、さっきあの私バイヤーに会ってきたんですけども、バイヤーが本当に安いんですって。あり得ないって。 ● はい、そうですね、ええ、あり得ないです。
<ul style="list-style-type: none"> ○ だって、普通最新モデルは値崩れがなかなかないじゃないですかー。 ● ここまでしません、このお値段までは。できません普通は。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 32型も人気でございます。32型だって9万円台ですから、安すぎてですねー。 ● そうですねー。先月出たばかりの新製品なんです、それがここまで安くなるはずがないんです一般的には。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 私は何が言いたいかっていうと、先月デビューの1か月経ったか経ってないかっていう新商品は値崩れないんですなかなか。 ● 普通はこういう金額にはならないもんなんです。

表示内容

- すみません、あの一値段がすごすぎるので、あのやっぱり、例えばテレビを買い替えようと御検討の方が、えー！？40型、10万円台！？ってびっくりしちゃうんですよ。
- えーそうですよねー。
- あのー私も実は、ちょっと用がありまして、某家電量販店さんにですねあの行きまして、それでぱっとテレビのコーナー行ったところ、えーこれ現行最新モデルでございますので、40型が、もし10万円台、10万中盤でね、15万円、16万とかでもしあったら、それ相当安いと思うんですよ。
- ええ。そうですよねー。
- 10万飛んで7千円台なんで、安すぎるということもあって、オーダーをたくさん既に頂戴しております。

- 40型が一番売れている、売れているものって市場相場で、家電ってものは値崩れにくいじゃないですか。ええーすみません、あんまり下げなくても売れてるんです。で、私は見てきて驚いたことがあって、40型っていうのは私が見たのはですよ、あんま言っちゃいけないけど、あのーほんと1.5倍くらいはしていたかなと、我々の今日のプライスの。それ税別表示だったんで、税込みだと、しかも諸々付いちゃったら一体どうなるんだろうと思うわけですね。
- ええ、ええ。
- えー、我々今日はですね、全部込み込み込みで。もちろん送料も込み、あとは廃材引取り、動作確認、設置、ゼーんぶ込みで、うち今日10万円台なんですよ、ほんとお安い。

- あの、どうなんだろうというところで、もしあの環境ございましたらこれもお調べいただいて、多分、現行モデルなんで、現行の最新モデルの40型が、10万円台です。私は、実は先日用があって、某家電売場さんのほうにお邪魔したんですが、そのとき見ました値段。全然、その10万円台ってのは本当に信じられないプライス。
- そうなんですよねーそうですそうです。ええ。

- 40型は、僕はあんまりこれ言いすぎちゃいけませんけどね、10万円台後半でもしこれ並んでいたらこれ安いです。安いんですが、今日は、我々は、15万切って、10万円台。
- そうですよねー。

- こっちの40型が10万円台ってのは、まあ、私見かけなかった。大体10万円台の、10の後半ですね、16万、17万とか、18万とかに普通はなるんですね。

- 売れているんで、値段を抑えなくていいんですね。なんで、40型っていうのは大体10万後半ですね。
- そうなんですかねー。はい。
- 15、6、7ぐらいで出てるかなと。
- それぐらいですかねーええ。

- だから今日のこの40型あまりに安くて。
- そうですねー。
- いや、32型も安いんですよ、安いんですが、40型がちょっと安すぎるから。
- 安くしすぎましたねー本当にもう、このお値段。
- あのー16、17、18万くらいであったら、多分それ当たり前に安い価格なはずです。
- そうですそうです。

別添写し 1

SHOP STAR VALUE

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル対応:あり、なし

<32V型>
<49%OFF!>
期日以前 ¥192,240
582789 ¥97,800

<40V型>
<43%OFF!>
期日以前 ¥224,640
582790 ¥127,800

送料込 返品不可/税込

www.shopch.jp 0120-000123

CHECK!
送料・設置料込み

26
SHOP
CHANNEL

別添写し 2

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル対応:あり、なし
期間設定:12/30~1/7

<32V型>
<48%OFF!>
期日以前 ¥192,240
582789 ¥99,800

<40V型>
<42%OFF!>
期日以前 ¥224,640
582790 ¥129,800

送料込 返品不可/税込

www.shopch.jp 0120-000123

CHECK!
送料・設置料込み

8:58

26
SHOP
CHANNEL

別添写し 3

MITSUBISHI ELECTRIC

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル回収:あり, なし

<32V型>
<50%OFF!>
標準価格 ¥192,240
582739 ¥95,800

<40V型>
<51%OFF!>
標準価格 ¥224,640
582790 ¥107,900

送料込 返品不可 税込

www.shopch.jp 0120-000123

CHECK!
送料・設置料込み

26
SHOP

別添写し 4

MITSUBISHI ELECTRIC

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル回収:あり, なし
期間限定: 4/21~24

<32V型>
<49%OFF!>
標準価格 ¥192,240
582789 ¥96,800

<40V型>
<51%OFF!>
標準価格 ¥224,640
582790 ¥103,800

送料込 返品不可 税込

見る・録る・残すがラクラク

配線すっきり

CHECK!
送料・設置料込み

www.shopch.jp 0120-000123

商品) 返品をご希望の場合は、発送前責任から30日以内にて発送下さい。交換も

SHOP



本件有利誤認表示の一覧

商品	表示期間	有利誤認表示の内容	
		二重価格表示（注1） に係る部分	音声（セールストーク） に係る部分
本件32型 テレビ	平成28年12月9日	○	○（注2）
	平成29年1月2日から 同月7日までの間	○	
	平成29年3月20日	○	
	平成29年4月23日	○	
本件40型 テレビ	平成28年12月9日	○	○（注2）
	平成29年1月2日から 同月7日までの間	○	
	平成29年3月20日	○	○（注3）
	平成29年4月23日	○	
本件ずわい がに	平成28年12月13日	○	

注1 実際の販売価格に「明日以降」又は「期間以降」と称する価額を併記する二重価格表示

注2 ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように示す音声に係るもの

注3 他の販売事業者の販売価格は、同日時点において最低でも15万円程度であって、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格が当該他の販売事業者の販売価格に比して安いものであるかのように示す音声に係るもの

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告

をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

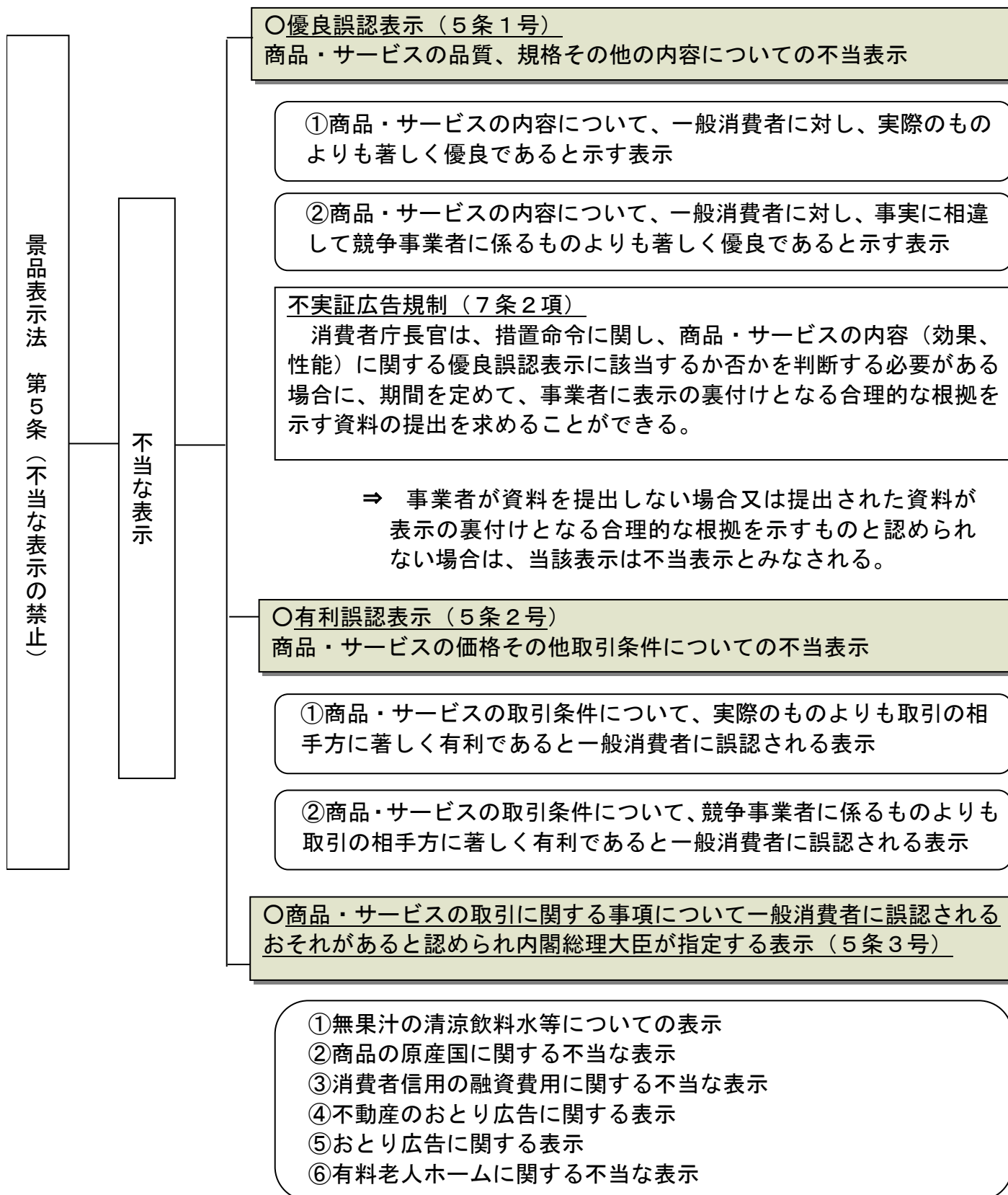
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第236号
平成30年3月16日

ジュピターショップチャンネル株式会社
代表取締役 田中 恵次 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表1-1「商品名」欄記載の商品（以下、それぞれ「本件32型テレビ」及び「本件40型テレビ」という。）及び別表1-2「商品名」欄記載の商品（以下「本件ずわいがに」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件3商品の各商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件32型テレビを一般消費者に販売するに当たり

(ア) a 平成28年12月9日に、CS放送又はBS放送を通じて放送した「ショップチャンネル」と称するテレビショッピング番組（以下「ショップチャンネル」という。）において、同日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として

(a) 「<49%OFF!> 明日以降 ¥192,240 ¥97,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより

(b) 別表2「表示内容」欄記載の音声を放送することにより

あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件32型テレビに係る貴社の実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるか

のように表示していたこと。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件32型テレビを貴社と同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していたこと。

(イ) a 平成29年1月2日から同月7日までの間、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、平成28年12月30日から平成29年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：12/30～1/7 <48%OFF!> 期間以降 ¥192,240 ¥99,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月30日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。

(ウ) a 平成29年3月20日に、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、同日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として、「<50%OFF!> 明日以降 ¥192,240 ¥95,900」と、実際の実売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。

- (エ) a 平成29年4月23日に、CS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <49%OFF!> 期間以降 ¥192,240 ¥96,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。
- b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年4月21日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。
- イ 貴社は、本件40型テレビを一般消費者に販売するに当たり
- (7) a 平成28年12月9日に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、同日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として
- (a) 「<43%OFF!> 明日以降 ¥224,640 ¥127,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより
- (b) 別表2「表示内容」欄記載の音声を送ることにより
あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係る貴社の実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように表示していたこと。
- b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビを貴社と同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していたこと。
- (イ) a 平成29年1月2日から同月7日までの間に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、平成28年12月30日から平成2

9年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：12/30～1/7 <42%OFF!> 期間以降 ¥224,640 ¥129,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12月30日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の実売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。

(ウ) a 平成29年3月20日に、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、同日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として

(a) 「<51%OFF!> 明日以降 ¥224,640 ¥107,900」

と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより

(b) 別表3「表示内容」欄記載の音声を放送することにより

あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係る他の販売事業者の実売価格は、同日時点において最低でも15万円程度であって、貴社の実際の販売価格が当該他の販売事業者の実売価格に比して安いかのように表示していたこと。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の実売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビに係る他の販売事業者の実売価格は、15万円を下回るものが複数存在し、貴社の実際の販売価格を下回るものも複数存在していたこと。

(エ) a 平成29年4月23日に、CS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <51%OFF!> 期間以降 ¥224,640 ¥108,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間

以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

- b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年4月21日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。

ウ 貴社は、本件ずわいがにを一般消費者に販売するに当たり

- (ア) 平成28年12月13日に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショッピングチャンネルにおいて、同日に実施した「食の祭典！24時間グルメ祭」と称するセール企画として、「<32%OFF!> 明日以降 ¥14,580 本日価格 ¥9,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件ずわいがにについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

- (イ) 実際には、当該セール企画に係る本件ずわいがにの販売は、平成28年12月13日に開始されたところ、本件ずわいがにが当該セール企画終了後に販売される期間は2日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績も貴社において実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められないこと。

エ 前記ア(ア) a、ア(イ) a、ア(ウ) a、ア(エ) a、イ(ア) a、イ(イ) a、イ(ウ) a、イ(エ) a 及びウ(ア) の表示は、それぞれ、前記ア(ア) b、ア(イ) b、ア(ウ) b、ア(エ) b、イ(ア) b、イ(イ) b、イ(ウ) b、イ(エ) b 及びウ(イ) のとおりであって、それぞれ、本件3商品の各商品の取引条件について、実際のもの又は自社と同種の商品を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア、イ及びウの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア、イ及びウの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のもの又は自社と同種の商品を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ジュピターショップチャンネル株式会社（以下「ジュピターショップチャンネル」という。）は、東京都中央区新川一丁目14番1号に本店を置き、通信販売事業等を営む事業者である。
- (2) ジュピターショップチャンネルは、地上波放送、CS放送、BS放送等を通じて放送するショップチャンネル等において、本件3商品の広告を行うとともに、通信販売の方法により本件3商品を一般消費者に販売している。
- (3) ジュピターショップチャンネルは、本件3商品に係るショップチャンネルの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ジュピターショップチャンネルは、本件32型テレビを一般消費者に販売するに当たり
- (7) a 平成28年12月9日に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、同日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として
- (a) 「<49%OFF!> 明日以降 ¥192,240 ¥97,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し1）を放送することにより
- (b) 別表2「表示内容」欄記載の音声を放送することにより
- あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件32型テレビに係るジュピターショップチャンネルの実際の販売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように表示していた。
- b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件32型テレビをジュピターショップチャンネルと同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していた。
- (イ) a 平成29年1月2日から同月7日までの間、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、平成28年12月30日から平成29

年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：12/30～1/7 <48%OFF!> 期間以降 ¥192,240 ¥99,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し2）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成28年12月30日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

(ウ) a 平成29年3月20日に、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、同日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として、「<50%OFF!> 明日以降 ¥192,240 ¥95,900」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し3）を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

(エ) a 平成29年4月23日に、CS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <49%OFF!> 期間以降 ¥192,240 ¥96,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し4）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件32型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件32型テレビの販売は、平成29年4月21日に開始されたところ、本件32型テレビが当該セール企画終了後に販売

される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

イ ジュピターショップチャンネルは、本件40型テレビを一般消費者に販売するに当たり

(7) a 平成28年12月9日に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、同日に実施した「オールスター家電祭 2016冬」と称するセール企画として

(a) 「<43%OFF!> 明日以降 ¥224,640 ¥127,800」

と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像(別添写し1)を放送することにより

(b) 別表2「表示内容」欄記載の音声を放送することにより

あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係るジュピターショップチャンネルの実際の実売価格は、同日時点において他の販売事業者では通常設定できない安いものであるかのように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12月9日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビをジュピターショップチャンネルと同程度又は下回る価格で販売する他の販売事業者が複数存在していた。

(イ) a 平成29年1月2日から同月7日までの間に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、平成28年12月30日から平成29年1月7日までの間に実施したセール企画として、「期間限定:12/30~1/7 <42%OFF!> 期間以降 ¥224,640 ¥129,800」と、実際の実売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像(別添写し2)を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の実売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成28年12

月30日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

(ウ) a 平成29年3月20日に、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、同日に実施した「春いち！家電買い替え大作戦」と称するセール企画として

(a) 「<51%OFF!> 明日以降 ¥224,640 ¥107,900」

と、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し3）を放送することにより

(b) 別表3「表示内容」欄記載の音声を送ることにより

あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いものであり、かつ、本件40型テレビに係る他の販売事業者の実売価格は、同日時点において最低でも15万円程度であって、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格が当該他の販売事業者の実売価格に比して安いかにように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年3月20日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められず、かつ、同日時点において、本件40型テレビに係る他の販売事業者の実売価格は、15万円を下回るものが複数存在し、ジュピターショップチャンネルの実際の販売価格を下回るものも複数存在していた。

(エ) a 平成29年4月23日に、CS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、平成29年4月21日から同月24日までの間に実施したセール企画として、「期間限定：4/21～24 <51%OFF!> 期間以降 ¥224,640 ¥108,800」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「期間以降」と称する価額を併記した映像（別添写し4）を放送することにより、あたかも、「期間以降」と称する価額は、本件40型テレビについて当該セール企画終了後に適用される通常の実売価格であって、実際の販売価格が当該価格に比して安いかにように表示していた。

b 実際には、当該セール企画に係る本件40型テレビの販売は、平成29年4月21日に開始されたところ、本件40型テレビが当該セール企画終了後に販売

される期間は3日間のみであって、ごく短期間のみ「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

ウ ジュピターショップチャンネルは、本件ずわいがにを一般消費者に販売するに当たり

(ア) 平成28年12月13日に、CS放送又はBS放送を通じて放送したショップチャンネルにおいて、同日に実施した「食の祭典！24時間グルメ祭」と称するセール企画として、「＜32%OFF！＞ 明日以降 ￥14,580 本日価格 ￥9,800」と、実際販売価格に当該価格を上回る「明日以降」と称する価額を併記した映像（別添写し5）を放送することにより、あたかも、「明日以降」と称する価額は、本件ずわいがにについて当該セール企画終了後に適用される通常販売価格であって、実際販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、当該セール企画に係る本件ずわいがにの販売は、平成28年12月13日に開始されたところ、本件ずわいがにが当該セール企画終了後に販売される期間は2日間のみであって、ごく短期間のみ「明日以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もジュピターショップチャンネルにおいて実質的に問われないものであって、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。

3 法令の適用

前記事実によれば、ジュピターショップチャンネルは、自己の供給する本件3商品の各商品の取引に関し、本件3商品の各商品の取引条件について、実際のもの又は自社と同種の商品を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

- (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1-1

商品名	品番	ジュピターショップチャンネル による商品番号
三菱電機 1台4役! かんたん録画テレビ “リアル” <32V型>	LCD-32BT3	582789
三菱電機 1台4役! かんたん録画テレビ “リアル” <40V型>	LCD-40BT3	582790

別表1-2

商品名	ジュピターショップチャンネル による商品番号
甘くてぷりっぷり! 特大ずわいがに 一番脚肉むき身&かに爪 <計1.1kg>	585504

表示内容
○ いいのこの価格。先月出たばかりですよ。
● やっちゃいました。そうなんです。もう今回ですね、ショップチャンネルさんのためにですね、しっかり頑張って用意をさせていただきました。
○ 本当にお願いをして、通常は先月出たばかりのね、大人気のリアルをこんなお値引きってのはちょっとできないんですよ。
○ 皆様、32型がね、10万を切ってるってこれすごくない？これ最新でしょ。先月出たばかりでしょ。
● ええ。普通はですねあり得ません。
○ いやーすごいなと思いますね。こういうときね、ショップチャンネルすごいなと思うんですよ。
● いやー僕もすごいなって思いましたー。
○ もうなんか、他ではできないことやっちゃうわけじゃないですか。
● 僕たちもしっかり頑張らせていただきました。
○ このお値段で買えるってすごいですよ、皆様。
● ええ、そうですよねー。
○ 32型はもう10万円切っちゃいますからね。
● 一般的にはあり得ない価格ですね。
○ でもね本当にお安いので、さっきあの私バイヤーに会ってきたんですけども、バイヤーが本当に安いんですって。あり得ないって。
● はい、そうですね、ええ、あり得ないです。
○ だって、普通最新モデルは値崩れがなかなかないじゃないですかー。
● ここまでしません、このお値段までは。できません普通は。
○ 32型も人気でございます。32型だって9万円台ですから、安すぎてですねー。
● そうですよねー。先月出たばかりの新製品なんです、それがここまで安くなるはずがないんです一般的には。
○ 私は何が言いたいかって言うと、先月デビューの1か月経ったか経ってないかって

いう新商品は値崩れないんですなかなか。

- 普通はこういう金額にはならないもんなんです。

表示内容
<p>○ すみません、あの一値段がすごすぎるので、あのやっぱり、例えばテレビを買い替えようと御検討の方が、えー！？40型、10万円台！？ってびっくりしちゃうんですよ。</p> <p>● えーそうですよねー。</p> <p>○ あのー私も実は、ちょっと用がありまして、某家電量販店さんにですねあの行きまして、それでぱっとテレビのコーナー行ったところ、えーこれ現行最新モデルでございますので、40型が、もし10万円台、10万中盤でね、15万円、16万とかでもしあったら、それ相当安いと思うんですよ。</p> <p>● ええ。そうですよねー。</p> <p>○ 10万飛んで7千円台なんで、安すぎるということもあって、オーダーをたくさん既に頂戴しております。</p> <p>○ 40型が一番売れている、売れているものって市場相場で、家電ってものは値崩れにくいじゃないですか。ええーすみません、あんまり下げなくても売れてるんです。で、私は見てきて驚いたことがあって、40型っていうのは私が見たのはですよ、あんま言っちゃいけないけど、あのーほんと1.5倍くらいはしていたかなと、我々の今日のプライスの。それ税別表示だったんで、税込みだと、しかも諸々付いちゃったら一体どうなるんだろうと思うわけですね。</p> <p>● ええ、ええ。</p> <p>○ えー、我々今日はですね、全部込み込み込みで。もちろん送料も込み、あとは廃材引取り、動作確認、設置、ぜーんぶ込みで、うち今日10万円台なんですよ、ほんとお安い。</p>
<p>○ あの、どうなんだろうというところで、もしあの環境ございましたらこれもお調べいただいて、多分、現行モデルなんで、現行の最新モデルの40型が、10万円台です。私は、実は先日用があって、某家電売場さんのほうにお邪魔したんですが、そのとき見ました値段。全然、その10万円台ってのは本当に信じられないプライス。</p> <p>● そうなんですよねーそうですそうです。ええ。</p> <p>○ 40型は、僕はあんまりこれ言いすぎちゃいけませんけどね、10万円台後半でもしこれ並んでいたらこれ安いんです。安いんですが、今日は、我々は、15万切って、10万円台。</p> <p>● そうですよねー。</p>

- こっちの40型が10万円台ってのは、まあ、私見かけなかった。大体10万円台の、10の後半ですね、16万、17万とか、18万とかに普通はなるんですね。
- 売れているんで、値段を抑えなくていいんですね。なんで、40型っていうのは大体10万後半ですね。
- そうなんですねー。はい。
- 15、6、7ぐらいで出てるかなと。
- それぐらいですねーええ。

- だから今日のこの40型あまりに安くて。
- そうですよー。
- いや、32型も安いんですよ、安いんですが、40型がちょっと安すぎるから。
- 安くしすぎましたねー本当にもう、このお値段。
- あのー16、17、18万くらいであったら、多分それ当たり前に安い価格なはずですよ。
- そうですそうです。

別添写し1



別添写し2



別添写し3

MITSUBISHI ELECTRIC

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル回収:あり、なし

<32V型>
<50%OFF!>
期日以前 ¥192,240
582789 ¥95,900

<40V型>
<51%OFF!>
期日以前 ¥224,640
582790 ¥107,900

送料込 返品不可、税込

www.shopch.jp 0120-000123

CHECK!
送料・設置料込み

26 SHOP

別添写し4

MITSUBISHI ELECTRIC

三菱電機
1台4役!
かんたん録画テレビ
"リアル"
リサイクル回収:あり、なし
期間限定:4/21~24

<32V型>
<49%OFF!>
期日以前 ¥192,240
582789 ¥96,800

<40V型>
<51%OFF!>
期日以前 ¥224,640
582790 ¥108,800

送料込 返品不可、税込

見る・録る・残すがラクラク

配線すっきり

CHECK!
送料・設置料込み

www.shopch.jp 0120-000123

商品] 返品をご希望の場合、発注の書店から30日以内にご来店下さい。交換も

26 SHOP

